

工事請負契約に係る履行保証事務取扱要領

1 趣 旨

この要領は、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「契約規則」という。）第33条及び第34条に規定する契約締結の際付される保証の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約保証金の免除

- (1) 契約規則第34条第1号から第6号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (2) 契約規則第34条第6号で定める金額は、1,000万円とする。

3 契約締結時の取扱

- (1) 財務部契約課長、区役所地域総務課長又は区役所総務課長（以下「契約担当課長」という。）は契約保証の必要な請負契約の落札者に対して、請負契約書案を交付する。
- (2) 落札者は請負契約書案に基づき10日以内に保証手続きをとり、落札者が記名押印した契約書とともに次に掲げる書類を契約担当課長に提出しなければならない。

① 契約保証金の納付の場合

納入通知書（新潟市財務規則の規定による帳票規程（平成9年3月31日訓令第7号。以下「帳票規程」という。）別記様式第21号（その1）。以下「納入通知書」という。）の納入通知書兼領収証書の写し

② 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供の場合

納入通知書の納入通知書兼領収証書の写しまたは保管証書（帳票規程別記様式第61号）の写し

③ 金融機関等または前払金保証事業会社の保証の場合

保証書

④ 公共工事履行保証証券の保証の場合

保証証券

⑤ 履行保証保険契約締結の場合

保険証券

- (3) 契約担当課長は、(2)により提出された書類を確認した後工事請負契約書の一件書類に綴っておくものとする。この場合において、(2)の③の書類のうち金融機関の保証書については、その写しを綴るものとする。

- (4) 落札者が契約保証金の納付を選択する場合は、次の様に取り扱うものとする。

- ① 契約担当課長は、新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号。以下「財務規則」という。）第146条の規定により準用する財務規則第45条の規定に基づいて収入調定

の手続きをとるとともに、歳入歳出外現金受払簿（帳票規程別記様式第67号）にその旨を記載した後、落札者に対して、「歳入歳出外現金」の字句を記入した納入通知書を発行する。この場合においては、納付金額が請負金額の100分の10以上の額となっていることを確認すること。

② 落札者は、①の納入通知書により指定金融機関等又は出納員（契約担当課長）に現金を納付し、納入通知書兼領収証書を受け取った後その写しを用いて（2）の手続きをとること。

③ 出納員（契約担当課長）が契約保証金を収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込むこと。

④ 契約担当課長は、会計管理者から契約保証金に係る領収済通知をうけたときは、歳入歳出外現金受払簿の該当欄に収入の消し込みを行うこと。

⑤ 契約担当課長は、工事請負契約書の契約保証金欄に「納付」の字句及び契約保証金の金額を記入すること。

(5) 落札者が有価証券を提供する場合は、次の様に取り扱うものとする。

① 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券は無記名の国債若しくは地方債とし、契約保証金の金額は額面の金額とする。

② 金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手については、担保提供の取扱いを行わず、(4)の①から⑤の取扱いを準用する。ただし、落札者に対して発行する納入通知には「証券納付」の字句を記入する。

③ 契約担当課長は、①により落札者が提出した有価証券を受領したときは、額面の金額が請負金額の100分の10以上の額となっていることを確認した後、財務規則第144条の規定により保管証書を交付し、その写しを工事請負契約書の一件書類に綴るとともに、有価証券受払簿（帳票規程別記様式第70号）にその旨を記載する。

④ 契約担当課長は、③により受領した有価証券を財務規則第147条の規定に従い保管する。

⑤ 契約担当課長は、工事請負契約書の契約保証金欄に「担保提供」の字句を記入すること。

(6) 落札者が金融機関等の保証を提供する場合は、次の様に取り扱うものとする。

① 保証を求めることができる金融機関等の範囲は、出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関又はそれに準じる金融機関とすること。

② 金融機関等の保証に係る保証債務の履行請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されていること。

③ 契約担当課長は、(2)により提出された金融機関等の保証書を(3)によりその写

しを工事請負契約書の一件書類に綴るとともに、有価証券受払簿に準じて作成した保証書等受払簿（以下「保証書等受払簿」という。）にその旨を記載して、保証書の原本を財務規則第147条の規定に準じて保管する。

- ④ 契約担当課長は、工事請負契約書の契約保証金欄に「担保提供」の字句を記入すること。
- (7) 落札者が前払金保証事業会社の保証を選択する場合は、次の様に取り扱うものとする。
 - ① 前払金保証事業会社の保証に係る保証債務の履行請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されていること。
 - ② (2)により提出された前払金保証事業会社の保証書は、(3)によりその原本を工事請負契約書の一件書類に綴っておくこと。
 - ③ 契約担当課長は、工事請負契約書の契約保証金欄に「担保提供」の字句を記入すること。
- (8) 落札者が公共工事履行保証証券又は履行保証保険による保証を選択する場合は、次の様に取り扱うものとする。
 - ① 保証期間または保険期間が工期を含むものであること。
 - ② (2)により提出された公共工事履行保証証券又は履行保証保険証券は、(3)によりその原本を工事請負契約書の一件書類に綴っておくこと。
 - ③ 契約担当課長は、工事請負契約書の契約保証金欄に「免除」の字句を記入すること。

4 受注者の債務不履行が発生した場合の取扱い

- (1) 契約担当課長は、契約規則第36条第1項各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、その実情に応じて速やかに次のいずれかの措置をとるものとする。
 - ① 受注者から契約規則第35条の規定により違約金を徴収して、工事を完成させること。
 - ② 公共工事履行保証証券による保証を付している場合は、当該保険会社に対し、当該公共工事履行保証証券に規定する手続きをとることを通告し、当該保険会社と協力して必要な措置をとること。
 - ③ 契約規則第36条の規定に基づき、請負契約を解除すること。
- (2) 契約規則第36条第1項各号のいずれかに該当する事由が発生し、(1)の②又は③の措置をとる必要が生じたときは、契約担当課長は、工事主管課長及び工事検査課長に対し、速やかに工事現場の保全、出来形の確認その他必要な措置をとるよう連絡するものとする。
- (3) 契約規則第36条第1項各号のいずれかに該当する事由が発生し、(1)の②又は③の措置をとることとなったときは、受注者が選択した保証の種類に応じて、次の様に取り扱うものとする。
 - ① 契約保証金の納付を選択している場合

- ア 契約保証金を本市に帰属させる手続きをとること。
 - イ 契約規則第35条に規定する違約金の金額が、アにより本市に帰属する金額を超えているときは、当該超過額を受注者から徴収すること。
- ② 有価証券の提供を選択している場合
- ア 金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手については、①の手続きを準用する。
 - イ 3の(5)の①の有価証券の場合は、保管有価証券を本市に帰属させ、これを現金化して歳入する手続きをとること。
 - ウ 契約規則第35条に規定する違約金の金額が、アにより本市に帰属する金額を超えているときは、当該超過額を受注者から徴収すること。
- ③ 金融機関等または前払金保証事業会社の保証を選択している場合
- ア 金融機関等または前払金保証事業会社に対し、受注者に通知した工事請負契約解除通知書の写しを提出して、保証金の請求手続きをとること。
 - イ 金融機関等または前払金保証事業会社に対する保証金の請求及び受領の手続関係書類を工事請負契約書の一件書類に綴っておくこと。
 - ウ 契約規則第35条に規定する違約金の金額が、アにより本市に帰属する金額を超えているときは、当該超過額を受注者から徴収すること。
- ④ 公共工事履行保証証券による保証を選択している場合
- ア 契約担当課長は、直ちに工事主管課長及び保険会社と協議して、受注者の債務不履行の実態に応じて(1)の②又は③のいずれの措置をとるかを決定すること。
 - イ (1)の②の措置をとることとなったときは、速やかに保険会社所定の手続きに従って、当該公共工事履行保証証券に規定する手続きをとり、これに係る書類の写しを工事請負契約書の一件書類に綴っておくこと。
 - ウ (1)の③の措置をとることとなったときは、保険会社に対し、受注者に通知した工事請負契約解除通知書の写し及び保証証券を提出して保証金の請求手続きをとり、これに係る書類の写しを工事請負契約書の一件書類に綴っておくこと。
 - エ 契約規則第35条に規定する違約金の金額が、イ又はウにより請求し、受領した保証金の金額を超えているときは、当該超過額を受注者から徴収すること。
- ⑤ 履行保証保険による保証を選択している場合
- ア 保険会社に対し、受注者に通知した工事請負契約解除通知書の写しを提出して、保険金の請求手続きをとること。
 - イ 保険会社に対する保険金の請求及び受領の手続き関係書類の写しを工事請負契約書の一件書類に綴っておくこと。
 - ウ 契約規則第35条に規定する違約金の金額が、アにより本市に帰属する金額を超えているときは、当該超過額を受注者から徴収すること。

5 工事完成時の取扱い

(1) 受注者が契約保証金の納付を選択している場合は、次の様に取り扱うものとする。

① 受注者は、契約規則第38条第1項の規定による工事の完成を確認するための検査に合格したときは、請負代金の支払請求と同時に、契約保証金の払戻しを請求すること。

② 受注者は、①の払戻し請求を行うときは、請求書の提出に合わせて3の(4)の②により交付された納入通知書兼領収証書を契約担当課長に返還すること。

③ 契約担当課長は、契約保証金の払戻し請求を受けたときは、次の様に取り扱うものとする。

ア 工事しゅん工調書の確認その他の方法により工事の完成を確認する。

イ 受注者から返還された納入通知書兼領収証書に、出納員として払い戻しを行う旨を付記し、これに押印する。

ウ 払い戻し請求書にイの納入通知書兼領収証書を添付して、財務規則第146条の規定により準用する財務規則第4章第1節の規定に基づいて支出手続きをとるとともに、歳入歳出外現金受払簿にその旨を記載する。

(2) 受注者が有価証券による保証を選択している場合は、次の様に取り扱うものとする。

① 金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手で納付をしている場合は、(1)の①から③の手続きを準用する。

② 受注者が3の(5)の①の有価証券を提出している場合は、工事の完成を確認するための検査に合格し、又は修補が完了したときは、受注者は請負代金の支払請求と同時に、保管有価証券の還付を請求すること。

③ 契約担当課長は、受注者から①の還付請求を受けたときは、次の様に取り扱うこと。

ア 工事しゅん工調書の確認その他の方法により工事の完成を確認する。

イ 財務規則第144条第2項の規定により、受注者に3の(5)の③により交付された保管証書を提出させ、これと引換えに保管有価証券を還付し、有価証券受払簿にその旨を記載する。

ウ 受注者から提出された保管証書は「還付済」の字句を記入して工事請負契約書の一件書類に綴っておくこと。

(3) 受注者が金融機関等の保証を選択している場合は、次の様に取り扱うものとする。

① 契約担当課長は、工事しゅん工調書の確認その他の方法により工事の完成を確認する。

② 契約担当課長は、現に保管している金融機関の保証書を受注者を通じて当該金融機関に返還すること。

③ 契約担当課長は、②により保証書を返還するときは、受注者から保証書等受領書(様式1)を徴するとともに、保証書等受払簿にその旨を記載する。

④ 受注者から提出された保証書等受領書は「還付済」の字句を記入して工事請負契約書

の一件書類に綴っておくこと。

- (4) 受注者が前払金保証事業会社の保証、履行保証保険による保証、公共工事履行保証証券による保証を選択している場合は、工事が完成した場合においても、保証書、保証証券又は保険証券をそのまま工事請負契約書の一件書類に綴っておくものとする。

6 請負金額を増額変更する場合の取扱い

- (1) 請負金額の増額変更に伴う保証の額の増額請求は、請負金額の増額変更率が30%を超える場合に行うものとする。ただし、工期末に行われる変更については、30%を超えても増額分に対する保証額について、免除することができるものとする。
- (2) (1)において保証の額の増額請求をする場合は、契約担当課長は、保証の額を変更後の請負金額の100分の10以上の額とするよう受注者に請求するものとする。
- (3) 受注者が契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、工事変更契約書の提出に合わせて、契約保証金の増額又はこれに相当する価格の有価証券の追加について、3の(2)から(5)までに掲げる手続きに準じた手続きをとるものとする。
- (4) 受注者が金融機関等若しくは前払金保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険による保証を選択している場合は、受注者は、工事変更契約書の提出に合わせて、(2)による保証の額の増額変更について、それぞれ所定の手続きをとったうえ、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類を契約担当課長に提出しなければならない。この場合において、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類は、工事変更契約書とともに工事請負契約書の一件書類に綴っておくものとする。

7 請負金額を減額変更する場合の取扱い

- (1) 請負金額の減額変更に伴う保証の額の減額請求は、原則として認めないものとする。
- (2) 特別の事情により保証の額の減額請求を認める場合は、受注者に保証の額を変更後の請負金額の100分の10以上の金額に保たれる範囲での減額変更を請求させたうえ、次の様に取り扱うものとする。
 - ① 契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、工事変更契約書の提出に合わせて、契約保証金の減額分の払い戻し又はこれに相当する価格の有価証券の還付について、5の(1)又は(2)に掲げる手続きに準じた手続きをとること。
 - ② 金融機関等若しくは前払金保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券による保証を選択している場合は、受注者は、工事変更契約書の提出に合わせて、保証の額の減額変更について、それぞれ所定の手続きをとったうえ、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類を契約担当課長に提出すること。
 - ③ ②の場合において、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類は、工事変更契約書とともに工事請負契約書の一件書類に綴っておくこと。
- (3) 受注者が履行保証保険による保証を選択している場合は、保険金額の減額変更が行わ

れないことになっているから、保証の額の減額請求は認めないものとする。

8 工期を変更する場合の取扱い

- (1) 工期の延長を行おうとする場合で、現行の保証期間が変更後の工期を含まないときは、次の様に取り扱うものとする。
 - ① 契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、保証期間は工期と同一のものと解されるため、工事変更契約の締結手続きのみ行うこと。
 - ② 金融機関等若しくは前払金保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券による保証を選択している場合は、受注者は、工事変更契約書の提出に合わせて、工期の延長について、それぞれ所定の手続きをとったうえ、延長に係る保証書、異動承認書その他の書類を契約担当課長に提出すること。
 - ③ ②の場合において、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類は、工事変更契約書とともに工事請負契約書の一件書類に綴っておくこと。
 - ④ 履行保証保険による保証選択している場合は、保険期間は工事の完成まで存していることから、工事変更契約の締結手続きのみ行うこと。
- (2) 工期の短縮を行おうとする場合は、保証期間の短縮変更を行わず、工事変更契約の締結手続きのみ行うものとする。

9 工事の中止等により、しゅん工期限を変更する場合の取扱い

- (1) 工事の中止等によりしゅん工期限を変更する場合で、現行の保証期間が変更後の工期を含まないときは、次の様に取り扱うものとする。
 - ① 契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、保証期間は変更後のしゅん工期限を含むものと解されるため、保証期間の変更は行わないものとする。
 - ② 金融機関等若しくは前払金保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券による保証を選択している場合は、受注者は、工事中止通知書を受領後速やかにしゅん工期限の変更について、それぞれ所定の手続きをとったうえ、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類を契約担当課長に提出すること。
 - ③ ②の場合において、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類は、工事変更契約書とともに工事請負契約書の一件書類に綴っておくこと。
 - ④ 履行保証保険による保証選択している場合は、保険期間は工事の完成まで存していることから、保証期間の変更は行わないものとする。

10 履行遅滞時の取扱い

履行遅滞により契約規則第35条に規定する違約金等を請求する場合においては、保証期間内に工事完成が見込まれる期日が含まれるよう当該保証期間を延長するものとし、その手続きは、8の(1)に準ずるものとする。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

様 式 1

保 証 書 等 受 領 書

年 月 日

契 約 担 当 課 長 様

住 所
称 号 又 は 名 称
代 表 者

印

下記の保証書等を領収したので、金融機関等に返還すること及び保証書等の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

記

証 書 の 種 類

保 証 会 社 の 名 称

証 書 番 号

工 事 (委 託) 番 号

工 事 (委 託) 名

工 事 (委 託) 場 所